

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷九第

行發日一月八年八正大

## 論 說

住居税の本質及其構造……………法學博士 神戸 正雄

カーヘンターの社會改革意見……………法學博士 河田 嗣郎

社會政策より觀たる吾國の財政(二)……………法學博士 小川郷太郎

人糞尿の國益(二)……………法學博士 財部 靜治

植民地の勞働政策(二、完)……………法學博士 山本美越乃

## 時 事 問 題

支那の富源開放と其社會問題……………法學博士 戸田 海市

銀行の手形引受制度……………法學士 大森 研造

## 雜 錄

航空運送……………法學士 小島昌太郎

今年度下半年期に於ける内地産米の

量、價に就いて……………法學士 伊丹 萬里

社會問題評論……………法學博士 神戸 正雄

## 社會政策より觀たる我國の財政 (二)

小川郷太郎

### 第四、公債と社會政策

公債は國家公共團體の債務である、之を公債の持主より觀れば、債權であつて、其人の資産を形くるものである、從て公債は富の配分に密接なる關係を有するものと謂ふことが出来る、而して國家公共團體が此の如き債務を負ふは、多くは起債行爲に依て資本を借るが爲めである、そこで公債の發生する初に當りては、國民經濟の中に存し若くは新に生すべき資本が國家公共團體に移るといふ現象が表はれる、換言すれば起債行爲は資本の集散を惹起するものである、是れ亦富の配分に變化を來たすものと謂はねばならぬ。

公債は此の如く富の配分に影響を及ぼすものであるが、それが果して貧富の懸隔を甚しくするものであるか否かは、更に研究をなさねばならぬ。此研究に關しては、公債の募集に應ずる資本は、何れの源より來るかといふ問題と、公債の募集に應ずる者は何人であつて、其後の公債の持主は



る、然るに勞賃の支拂はるゝ眞の源は、勞働の結果たる生産物の中に存して居り、決して既存の資本の中に存して居ない、只勞働者由來貧乏で其日の生活に逐はれて居るから生産の完了まで勞賃の支拂を受けずして辛棒すること出来ぬ、故に企業家は既存の資本中より勞賃の支拂をなすのである、故に勞賃は、形式に於ては既存資本より前拂を受くるも實質に於ては生産物の中より支拂はるゝものである。従て生産物の品質が良くなり分量が多くなり、生産物が高く賣れる様になると、勞働者は益々需要せられ勞賃は高まつて來る、之に反すれば勞賃は低くなるべきである故に勞賃の高は勞賃基金に正比例するといふべきでなく、寧ろ勞働の能率并に勞働需要の烈度に正比例するものと謂ふべきである。更に換言すれば勞賃も勞働の需要と供給との關係に依て定まると謂はねばならぬ、故に勞働の供給か同しであるとして勞働の需要が大となれば勞賃は高まりて來る、企業家は此高い勞賃の前拂をなす爲に多くの資金を準備せねばならぬ、若し自分が持ち合せて居らなければ銀行より借りて來ねばならぬ、此の如く論じて來れば、勞賃を前拂すべき資金額は一定の時に於て一定して居るといふこと出来ぬ、勞賃基金が勞賃の額を決定するのでなく、一定の勞賃の高が勞賃前拂の資金の額を決定するものと謂はねばならぬ。

起債が勞賃を低くするといふ説は其前提たる勞賃基金説が破れるに依て根柢より崩れて來るが更に一步を進めて見るに、此説は俄に是認することの出来ない假定を持って居る、吾々は茲に誤解

を避くる爲に勞賃基金の代りに勞賃支拂資金なる説を用ひたい、勞賃支拂資金とは企業家が勞賃支拂に宛つべき資金で、勞働の需要に依て伸縮するものである、此勞賃支拂資金は起債に依て如何なる影響を受くべき乎といふ事が次に研究すべき問題である。

論者は起債を以て常に勞賃基金を奪ふものであるとするのであるが、吾々を以て見れば、さう速断すること出來ぬ、蓋し公債の募集に應ずる資源は必ずしも一ならざるが、大體二に分て見ることが出来る、外資内資即ちそれである。外資を得るは、多く外債を起す場合に之を見るものであるが、外資輸入し來らば勞賃支拂資金は増すことあるも減することない、デヨン、スチュアート、ミルも外債に關しては其説に制限を付して居る、殆ど議論の餘地のない所である。更に進て内國資本を吸収する場合に就て考ふるも其應募資源は必ずしも企業家が勞賃支拂に宛てんとする資金と限らない、企業に關係ない金持の遊金であることがあり、細民の積繰金であることがあり、銀行の遊金であることがある、甚しきは起債に依て刺激せられて得たる貯金であることがある、是等の資金が國家公共團體に移ればとて、既存の勞賃支拂資金を減するものと見ること出來ぬ、勞賃支拂資金が減する事ありとせば、そは、企業家が此資金を以て公債に應募したるときでなくてはならぬ、而して企業家が此の如きことを敢てすることありとせば、企業の利益少く從て勞働の需要減したる時でなければならぬ、然らざれば勞賃支拂の爲めに何時たりとも銀行より更に低利

で、融通を得ることの保障あるときでなければならぬ、前の場合に於ては勞賃支拂資金も勞賃も減すべきであるが、其勞賃の減するのは、勞賃支拂資金の減するが爲めにあらずして、勞働需要の減したるが爲めといはねはならぬ、後の場合に於ては勞賃支拂資金は形式に於て減するも、實價に於て減するものと見ること出来ぬ、こは勞賃支拂資金が弾力性を持つて居るに因る、是が故に起債は常に必ずしも勞賃支拂資金を奪ふものと謂ふこと出来ぬ、

起債が勞賃を低くするといふ説に就て第三に論すべきことは、資本が國家公共團體に移つた以上は勞賃に没交渉のものであるとする假定である。論者は公債を以て不生産的の經費を支辨するものとするのである、然るに公債は官業を起し又は官業を擴張する爲に之を起すことがある、官業を起し又は官業を擴張する場合は政府が勞働の需要者となつて現はれるのである、公債の手取金の一部は勞賃支拂資金に充てらるべきである、されば起債に依て一旦勞賃支拂資金が奪はれるとしても官業の勞賃支拂資金となつて再現するからには、爲に勞賃の低下を推斷する事出来ぬ。

以上論する所に依て之を觀れば起債が勞賃を低くするといふ説は大概に之を斥けねばならぬ、只國家が不生産的の經費を支辨するが爲めに非常巨額の高利公債か若くは強制公債を起して經濟社會の流通資金を殆んど吸收し、銀行をして貸出の餘裕なからしむるに至つた場合には勞賃支拂資金が伸縮性を失ふが故に、企業家は以て十分に勞賃を支拂ふこと出来ないので、勞賃を低下せざる

を得ない羽目に陥るかも知れぬ、併し此の如き場合に勞賃が低下することありとせば、それは勞賃支拂資金のみに因るにあらずして、企業の打撃其他の原因も共に働くに相違ない、現に此説の由來に就て考ふるも奈翁戰爭當時の英國の事情に因ること多い様である。即ち其當時英國は非常巨額の公債を起したが、同時に勞働者は非常の窮境に陥つて居つた、學者は之を見て勞働者の窮苦は起債の結果なりと斷したのである、併し勞働者の窮苦は産業革命飢饉紙幣の下落戰時の輸入禁止等に因ること多かつたのである。是れ余輩の私言でない、バスターブルの夙に道破した所である。<sup>\*</sup>

之を要するに、起債は一概に勞賃を低くし以て勞働者の地位を下すものといふこと出來ぬ、從て此點よりして公債の反社會政策的傾向を推斷すること出來ぬ。

公債の社會政策的傾向若くは反社會政策的傾向を推斷するには公債の持主の何人であるかといふ問題を解決せねばならぬ。

公債の持主は何人である乎といふ點に立脚して觀察する學者は或は公債は貧富の懸絶を大ならしむものであると説く、其代表者はネベニウス(Nebennius)である、曰く、

公債は比較的少數の富豪が所有し一般多數の人より徵收する租税に依て其利子を支拂ふものである、故に公債は一般多數の人の財産若くは所得より取て之を比較的少數の債權者に與へ社會

の富を一部に集中する結果を生するのである。<sup>\*</sup>

と、此説に依て觀ると、公債は性質上常に反社會政策的傾向を有するものと斷せねばならぬ、併し此の如く概括的に斷案を下すは當を得ない、

此説は第一に公債の持主が少數の富豪に限れるものと假定して居る、所が、カール、ヂイチエル (C. Dietzel) は之に反對して、公債の大部は左程富裕でない人の手に落つるものである、何故なれば、是等の人は企業を營む能力がない爲めに主として公債に放資するに至るからである、論じて居る。余輩を以て之を見るに、ヂイニウスの説もヂイチエルの説も共に半面の眞理を有すると同時に共に極論に走れるの譏を免れない様である。蓋し公債は資金を有する者に就て之を募るのであるから大體富豪が公債の持主となるを事の自然とする、富豪の中には、企業を營む能力なき者少くないから殊にさうである、經濟が發達し多數の民衆も相應の資金を有するに至らば、それが公債の持主となつて現はれ來るも亦當り前のことである、此の如く公債が社會の下層級に迄浸潤し民衆一般の所有する所となるのを公債の民衆化といふ。公債の民衆化は國民性に依て相違あるが、公債政策の如何に依ても亦異て來る。

公債が貧富懸絶を大ならしむとの説は、更に公債の利子の財源を租税と前提し一旦利子が支拂はれると、債權者に依て蓄積せらるゝものと假定して居る、然るに生産的公債は依て以て起され

\* F. Nebenius. Der öffentliche Kredit. S. 72.



たる事業の収益中から利子を支拂ふことが出来る、必しも租税に依るを要せぬ、此點に於て此説を制限せねばならぬ、又支拂はれたる利子も債權者に依て或は租税として支拂はれ或は他の消費の爲めに使用せらるゝことがあつて、必ずしも富の集積を來すと限らぬ、此點も多少制限せねばならぬ、併し生産的公債に於ては利子は租税收入に依て之を支拂はねばならぬ。巨額の公債の持主は利子を得て其處に多くの富を集積するといふ事實も亦起り得べきである。是が故に公債が少數の富豪に集るときは反社會政策的の現象が起ると謂はねばならぬ、之に反して公債が民衆化すれば、其利子も社會一般に配分せられ一部少數者の手に集まらぬから明に社會政策の趣旨に適ふこととなるのである。

以上論する所に依て之を見れば、公債は其政策如何によりて反社會政策的ともなり社會政策的ともなるものである、公債に社會政策的色彩を帯ひしめやうとせば、公債をして民衆化せしめねばならぬ。

公債をして民衆化せしめやうとせば、細民も尙容易に公債を持ち得るやうの便宜を開かねばならぬ、それには第一に公債證券の額面の小なるものを發行せねばならぬ、額面の大なるものに至ては細民の資力を以て買入ること出来ないからである。第二には募集の手續に於て細民の応募を歓迎するやうの手段を採らねばならぬ、而して其手段は種々あれども、取扱店を國內に普遍的

に設けること、應募超過の場合に募入を確定する方法として小口無減少方法を探ること、拂込方法としては、部分拂の方法に依ること等は其主なるものである。公債募集取扱店は中央銀行の支店出張所其他の銀行を以て之に充つるを常とするが、是等の金融機關は多く大都會に在りて小都市并に田舎にない、従て大都市外に在る民衆の應募には不便であると謂はねはならぬ、此缺點を補はうとせば、郵便局を利用するより外あるまい、郵便局は都鄙到る處に存在して居るから民衆は最寄の郵便局に就て容易に申込が出来る。小口無減少募入方法とは應募總額の超過する際に小口の應募者に對して比例的割戻をなさず申込全部を募入と定むる方法である、故に小口應募の優先法と謂ふてもよろしい。若し小口應募の優先法を探らず比例的割戻をなさん乎、應募總額の非常に超過する場合には細民は公債の割り當に與らぬことにならう、是れ明に公債の民衆化を妨ぐるものである。さればとて細民をして割戻を豫想し資産不相應の應募申込をして募入外つれのなきことを期せしむるは又宜きを得たものでない、何故かといふに、應募總額超過せない場合に細民の申込が全部募入と定められて拂込に窮することあるからである。是が故に小口無減少募入方法は公債の民衆化に必要な政策であると謂はねはならぬ。次には小口無減少募入方法と同じ精神に依り拂込方法として部分拂の制度を探らねはならぬ、部分拂とは拂込を幾回にも分つ方法である、蓋し細民は應募の金額を一纏にして貯て居ると限らぬ、儲けるに従て拂込をせんとする

者も少くない、部分拂の方法を採らば此の如き應募者を吸引することが出来る、是れ労働者に貯蓄を促かす所以である、起債が貯蓄を刺激して新資本を作るといふは此の如き場合である。

公債民衆化の第三の方法としては細民をして何時にても公債を買ひ得るの便宜を得せしめねばならぬ、之が爲めには賣債局の如きものを設くるも一策である、賣債局にては政府が何れの時たるを問はず公債證券の需要者ある毎に其公債を賣るのである、丁度專賣局で煙草を賣るが如くである、佛國に於て行はれて居る、故に學者或は佛國式賣債といふ。或は郵便局をして公債を賣らしむるも亦一策である、郵便局は國內に普遍的に存在するが故に一般人民が、就て公債を買ふことを得ば、公債の民衆化に資すること少くあるまい、只公債を賣るには公債の價格を定めねばならぬ、公債の價格は其時に於ける天下の普通の相場でなければならぬ、從て田舎の郵便局が公債を賣るにしても、中央の機關と聯絡を保ち電報で中央市場の相場に依り賣買値段を定め現物は中央機關より郵便で送るやうにせば事務は簡單で濟み、而も容易に公債民衆化の趣旨を實現することが出来るやう。

二

我國の實際に徴するに公債の民衆化といふ政策はまだ十分に行はれて居らない、固より其種々の方法の中で形許り存して居るものはあるが、徹底的に實行せられて居ない。先づ公債の額面に就

て之を見るに日露戰役以來、二十五圓、五十圓といふ小券面の公債證券を發行する様になつた、是れ公債の民衆化を行ふ一方法たるに相違なけれど、當局者は之に非常の力を入れて居るとも見えぬ、只千圓五千圓一萬圓の券面の公債と并ひ發行して富者の資金に加へて細民の資金を吸収する一方便とするのみにして之に依て社會政策を行はんとするの大抱負が見えない。

次に公債の募集手續に關しても、其取扱店は日本銀行本支店出張所又は其派出所及日本銀行代理店又は其出張所を以て之に充つるを常とし、全國に普遍する郵便局を利用することなかつた、只本年七月一千萬圓の國庫證券を發行するに方り初めて郵便局を利用した、其成績は未だ知るところを得ないが、其遣り方宜きを得ば公債を民衆化するに少からざる効果があらうと思ふ。

公債の應募超過したる場合に小口無減少方法に依て小口應募者に優先權を與ふことは我國に於ても夙に之を認め、整理公債發行の際にも既に之を實行した、日露戰役當時第一回國庫債券發行の際にも此方法を採用したが、成績不良の爲めに其後の國庫債券發行には之を廢した、近頃になりて再び小口無減少方法を復活したやうであるが、併し之に依て公債の民衆化を行ふといふ大經綸が見えない、蓋し小口無減少法も、遣り方に依りては弊害を伴ふことを免れぬ、既に述べた如く、細民が此制度の精神を呑み込まず、漫に多くの申込をなして拂込に窮するやうのことないとも限らぬ、又元利の支拂をなすにも手數のかゝる不便がある、是等の弊害が少しく現はれたりと

も、直に此方法を止めるが如きは、偶々公債の民衆化に餘り重きを置かぬことを反證して居る、苟も公債の民衆化といふ大精神が働いて居れば、小口無減少の少しの弊害の如きは、意とするに足らぬ筈である、又弊害あれば民衆に教へて其精神を徹底せしむる様に努めねばならぬ筈である、其策の茲に出でざるは我當局者に根本の精神たるべき公債の民衆化といふ事が徹底して居ない爲めであると謂はねばならぬ。

部分拂は小口無減少募入の制度と並ひ行はれて初て意義あるものである、小口の募入が極て少き場合に於ては部分拂ありと雖も細民の應募を容易にし以て公債の民衆化に資するといふこと出来ぬ、小口無減少募入方法に力を入れない我公債政策は、部分拂の制を採用するも公債の民衆化を行ふ事出来ない。

公債を何時にても民衆に賣るといふ制度は我國には殆どない、賣債局の如きは固より存しない。只郵便貯金其他の預金が一定の制限額を超えたる時、預人の爲に其超過額を以て公債證券を買入れることが出来る様になつて居るから、民衆に對しては賣債の形を具へないではない、併し、これは貯金預金の爆發的要素に備へ貯金預金の支拂に窮せるが爲になすもので、公債の民衆化を目的としたものでない、公債の民衆化が行はれるとせば、それは偶然の結果に過ぎぬ、併し乍ら形にせよ郵便局が賣債の媒をなすことが行はれて居るとせば、更に一步を進めて公債の民衆化を期

する爲めに郵便局を利用し民衆に公債を賣るの方法を講ずること決して出来ない相談でない。政府は今回臨時國庫證券の發行に際して郵便局を利用することを初めた、然らば平素に於ける公債の賣買に郵便局を利用することを許さねはなるまい。我國に於ては郵便貯金は月に歳に増加し來り今や其額六億餘萬圓に達した、是れ民衆が資金を有するの反影である、若し導くに法を以てせば、郵便貯金と同じ様に公債に投資する者極めて多くなるであらう。郵便貯金は大藏省貯金部に集まり日本銀行に依て運用せられて居る、其郵便貯金の運用の中には公債に放資した額も少くない、是れ細民の貯金が化して公債證券となつたものと謂ふべきである、然らば其預金をなす細民が貯金の代りに公債を買ふに至ても同じ結果であると謂はねはならぬ。郵便局で公債を賣るにしても、賣買價格を定むるには、前にも述べた通り中央市場と連絡を保たねはならぬ、然るに我國にては公債に關する中央市場が十分に開けて居ない、取引所では公債の直取引が行はれて居るけれども、其額は極て少い様である、公定相場の建つ中央機關は尙少し發達せしめねはならぬ、中央取引機關が發達して日々公債の公定相場が建つて居れば、田舎の郵便局も公債を賣るに於て一定の標準相場を捉へることが出来る、併し乍ら田舎の郵便局が一々中央市場に於て公債の賣手と賣買契約を結へば困難であるから、全國の郵便局に代りて取引をなす公債賣買局を設けねはならぬ、或は日本銀行をして之に當らしめてもよい、兎に角是等の機關が整ひ公債か何時にても民衆に賣

れる様になれば公債の民衆化は著しく歩を進めるであらう。

之を要するに我國に於ける公債の民衆化策は、未だ幼稚の域を免れぬ。其形許り存して精神の徹底せざるものがあり、容易に行ひ得るに拘らず尙實行の緒に就かぬものがある、

公債の民衆化策は不徹底たること前述の如くなるが、次に公債の民衆化せる程度如何といふ問題を考て見ねはならぬ、今最近の統計を見るに公債の額は左の如くである、

帝國々債	明治四十二年度	大正六年度
外債	二,五八〇,〇四〇,三三〇	二,六六七,四四一,二二〇
内債	一,一六五,六五五,四四三	一,四八八,六八八,〇〇三
地方債	一,四〇,〇〇〇,〇〇〇	一,三三三,〇〇〇,〇〇〇
總計	三,一八五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇,〇〇〇

……(大正五年度末現在)

此中内債で外國に流出したのもあり、又外債で内地に戻て居るものもあらうが、それを考慮せずして大體よりいへば最近に於ては拾六七億圓位は我國人の有する所となつて居ると見るべきである。私人より見れば、拾六七億圓の富が公債の形になつて現はれて居る、所が此拾六七億圓が如何に社會に配分せられて居るかといふに其之を判斷する材料がない、そこで明治四十二年の統計に依り公債の利子拂額が重なる府縣に配分せられて居る有様を見るに左表の如くである。(茲に明治四十二年の統計を取つたのは、其後には此種の統計表はれぬからである)

東京府	三、四、五、六、七、八、九、一〇
大阪府	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇
京都府	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇
愛知縣	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇
計	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇
全國利拂總額	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇

此表で觀ると、公債利子の八割五分は大市の存する四府縣に集中して居ること、其中でも殊に東京大阪に集中して居ることが判かる、是れ我國の公債が農民の手に在らずして、商工業者殊に資産家の手に在るの反證である、加之縣に依ては殆ど公債の利子拂を受けぬ所もある。此等の事實に徴すると、我國の公債は民衆化して居らぬと推斷せねはならぬ。既に公債政策として民衆化の策が徹底して居らぬとすれば、實際の上<sup>に</sup>於て公債が民衆化して居らないのも不思議でない、否それが當り前であると謂はねはならぬ。

我國の公債は以上述ふるが如く民衆化して居らぬ、從て社會政策の趣旨に適て居らぬと謂はねばならぬ、其上に國債の利子には、何等の租税を課せぬ、公債の持主たる資本家を偏愛するものといふても不可ない、さらぬだに我國の公債が反社會政策的であるのに其利子に租税を課せぬ所から更に益々反社會政策的となつて居ると謂ふべきである。(以下次號)